

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	第28回 西脇市子ども・子育て会議
開催日時	令和6年8月29日（木） 午後1時30分から3時00分まで
開催場所	西脇市役所 委員会室
出席委員の 氏名又は人数	14名
欠席委員の 氏名又は人数	3名
出席職員の職・ 氏名又は人数	事務局12名
公開・非公開 の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	1名
議事又は 報告事項	1 （仮）西脇市こども計画素案について 2 その他
会議の記録（概要）	
事務局	○開会 ○教育創造部長挨拶 【議事】 ＜第3章 計画の基本理念、計画の体系について＞ 資料1、2に基づき、事務局から説明
会長	こども家庭庁では「こどもまんなか」のように「こども」の「こ」の字をひらがな表記としているが、西脇市では「子」の漢字を使うのか。

事務局	<p>こども家庭庁が発出する文書等はひらがな表記「こ」だが、国の他の省庁は様々となっている。西脇市でも文書担当課と協議調整した結果、国が発出する法などを引用する場合は、ひらがな表記「こ」を、それ以外では漢字表記「子」を使用することとした。</p>
会長	<p>基本理念も、ひらがな表記「こ」の方がやさしいのではないかと感じた。</p>
事務局	<p>条例に関しては、ひらがな表記「こ」としている。基本理念に関しては、ひらがな表記「こ」もありうるため、もう少しご議論をいただきたい。</p>
委員	<p>漢字の方が見やすいと思う。</p>
会長	<p>必ずしもひらがなの方がいいと思っているわけではないので、現在の形式のままで良いと思う。事務局提案の基本理念について、同意なら挙手をお願いします。（委員一同挙手）</p>
事務局	<p style="text-align: center;">＜第4章 施策の展開について＞</p> <p>資料3に基づき、事務局から説明</p>
会長	<p>多くの事業を計画されているので、多角的な視点からの意見をお願いしたい。</p>
委員	<p>虐待の対応が後手に回っている感じがする。未然防止が必要。対象の家庭が、自分のことに置き換えられるようなお知らせなり、知れる場があればいいと思う。</p>
委員	<p>3点確認したい。</p> <p>1点目、基本目標Iの中で「子ども、若者の権利を守る」「人権に対する理解を深め、権利の主体であることを周知する」とあり、その趣旨は素晴らしいが、権利の主体であるとか人権があると言われても、子どもはすぐには自覚できない。しかし、危機に陥った時に、自分自身の人権主体性を自覚でき、</p>

	<p>守られると、自分自身の人権が尊重されていると実感できる。そのきっかけとして、いじめや虐待を受けた子どもが通報できるホットラインの様なものはあるのかお尋ねしたい。</p> <p>2点目、基本目標3の「子どもと共に育つ保護者・養育者の成長の支援・応援」の方向性で、「幼児期まではアタッチメント（愛着）の対象となる保護者・養育者～」という書き方だが、このアタッチメントの対象は保護者・養育者なのか。アタッチメントの客体となるのは子どもの方ではないのか。幼児期までと書かれているが、アタッチメントが必要なのは幼児期までに限らないと考えている。とりわけ幼児期までというニュアンスは承知しているが、幼児期までアタッチメントは終了してしまうのではないかという誤解は招きたくない。兵庫県下の教育委員会の研修でアタッチメントの重要性が議論された。アタッチメントは幼児期までは脳の視覚や聴覚の部分に影響を与え、一方でアタッチメントの不足による影響は25歳くらいまでであるという。思春期以降にアタッチメントが不足すると、前頭前野が発達せず感情をコントロールできない人間になるということのようだ。ささいなことでキレない大人にするということは非常に重要ではないか。</p> <p>3点目、ひとり親や経済的に困難な家庭への支援という記述はよい。しかし、里親に育てられている子どもも少なからず存在していると思うが、里親に対する支援はないのか。</p>
事務局	<p>いじめや虐待に対する相談体制があるのかという質問に対して、青少年センターに子どもの悩み相談窓口という、いじめに対応する窓口がある。はびいくサポートセンターにも虐待に関する相談窓口があるので、周知を行っていく。</p>
事務局	<p>虐待は24時間体制の児童相談所虐待対応ダイヤルがある。</p>
事務局	<p>アタッチメントの記載に関しては、ご指摘のとおり、「とりわけ」という意図で記載したが、書きぶ</p>

<p>会長</p>	<p>りを検討する。</p> <p>アタッチメントとは本来困ったときに助けてくれる関係性のことをいう。これは子どもに限らず大人にも関係あるので、ここでは「とりわけ」という言葉が必要かと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>基本目標Ⅰは、子どもと若者の権利を守るということだが、子どもや若者に子ども基本法や子どもの権利条約について具体的にどう伝えていくのかということとは重要だと思う。人権教育を行っているから良いのではないかという方向にならないかという危惧がある。そもそも人権教育と子ども基本法を知ることとは、別の問題なので、そこは分けて整理をしていただきたい。子どもの権利が重要な権利だということは分かるし、事務局の説明にも子どもの意見を受け止める窓口というものがあつたが、厚生労働省の重点施策の中では、子どもの意思決定権や意思表明権をどう守っていくのかが課題となっている。</p> <p>他市の例でいうとオンブズパーソンなど子どもの意見を受け止める窓口が存在するが、西脇市では現状の窓口で十分なのか。</p> <p>今後施策を進める中で西脇市が子どもの権利を重要視するという姿勢を示すためには、当事者同士の間で第三者が入って話を聞くという第三者制度が重要だと思う。</p> <p>公平中立に互いの意見を受け止める機関が必要ではないか検討していただきたい。また、アタッチメントに関して全ての人に必要であるという意見には賛成で、特定の養育者という観点だと現状の事務局の書きぶりになるので、その部分をもう少し広げていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>子ども会に関して、現在子ども会に入っている子どもについては状況を自治会として把握できるが、子ども会に入らない方も多く、そういった家庭の子どもに関しては把握しきれない。強制はできないが、できれば転入された方に子ども会の入会を促す</p>

	<p>PRができればと思うので、内容に加えていただきたい。ひとり親家庭のお子さんの状態など、他の手段で把握できているようだが、子ども会でも把握できるようにしていきたい。</p>
会長	<p>具体的にどういった理由で子ども会に入らないのか。</p>
委員	<p>共働きだから余裕がないとの理由が多い。</p>
会長	<p>子ども会の存在を知らないわけではないのか。</p>
委員	<p>子ども会の存在を知らない方も多く、そもそも意識がない方も多い。そのため、子ども会のメリットをPRしていただけないかと思う。</p>
委員	<p>先ほど藤原委員が里親への支援に関して発言されていたが、その支援とは経済的な支援なのか、それとも別の支援なのか。</p>
委員	<p>基本的には経済的な支援だと考えている。里親の経済力にも関係すると思う。</p>
委員	<p>里親経験がある立場から発言すると、里親の場合子どもに対する養育費が出る。現在は里親手当が充実してきているが、市にはそのシステムがなく県から出ている。</p>
会長	<p>子ども家庭センターからの支援のことか。</p>
委員	<p>子ども家庭センターからの支援のことで間違いはない。里親にもよるのとは確かだが、経済的に何かしらの支援が欲しいとおっしゃる方がいるのも事実。</p>
委員	<p>補足すると、児童家庭支援センターに里親支援専門相談員という里親のソーシャルワーカーが配置されており、基本的には子ども家庭センターと児童家庭支援センターのワーカーが共同で支援を行うということになっている。</p>

委員	<p>アタッチメントの話も出ているが、まさに里親制度とは、幼児期や生まれたときから親と離れて暮らす子どもたちが、ひとりでも多く家庭的な環境で育てられるようにと設けられた制度となっている。今回の計画に、里親制度の啓発を図るとの文言が入っていることはうれしい。</p> <p>しかし現実には、年々里親制度に関わる子どもが減っている。先ほど里親支援専門相談員という言葉が出てきたが、本来は施設にいる子どもの中から里親探しを行ってくれるのが里親支援専門相談員だと思っていたところ、実際の動きとしては施設の職員が里親支援専門相談員となっており、混乱が生じている。まずは里親制度のことを広く周知する必要がある。</p>
会長	<p>里親制度とアタッチメントに関して共通理解があったかと思うので、検討をお願いします。</p>
委員	<p>「子ども・若者の社会参画・意見反映の促進」の取組の3つ目「声を聴かれにくい子ども・若者への意見表明の支援」について、子どもが意思表示しづらいということは起こりうることで、声を聴かれにくいという表現では聴覚的な障害かと受け取られる可能性がある。表現の変更の検討をお願いしたい。</p>
事務局	<p>この文言に関しては、こども大綱に記載されている文言をそのまま記載した。頂いたご意見をもとに表現を検討する。</p> <p><第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期について> 資料4に基づき、事務局より説明</p>
事務局	
会長	<p>産後ケア事業についての記載はないのか。</p>
事務局	<p>産後ケア事業に関しては、法改正により計画に入れるという方向で動いてはいるが、まだ国からの指針が出ていないため、次回会議の際に協議をしていただく可能性がある。</p>

<p>委員</p>	<p>まず1点、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について、令和5年度の実績は0件となっているにもかかわらず令和7年度の見込みが45件となっているが、それだけの見込みがあるという計算なのか。それと、受け入れ体制について、委託指定施設を増やすと記載されているが、ショートステイ里親の導入について西脇市はどう考えているのか。</p> <p>2点目、子育て世帯訪問支援事業について、この事業の実施主体は、はぴいくサポートセンターになるのか。その場合、養育支援訪問事業とは性質が異なるため、かなり専門的な訪問支援事業になるのではないかと思うが、その場合の専門性の担保はどうなるのかお尋ねしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>ショートステイ事業については、令和5年度の実績は0件となっているが、養護施設のショートステイの空きがないなど、対象者はいるものの利用に至っていない経過もあるため、実際の需要はあるとして算出した。</p> <p>里親によるショートステイについては、本会議でも意見を頂戴したため、現在契約等を進めている。</p> <p>子育て世帯訪問支援事業については、令和5年度から、訪問介護等の事業者に委託して実施している。高齢者向けの訪問を行っている事業者だが、訪問事業としての一定のスキルは担保されていると思う。支援員が実施計画書等十分協議して実施している。</p>
<p>委員</p>	<p>高齢者向けの事業者だと高齢者に特化しているのではないか。子育てや妊産婦、ヤングケアラー等に関する専門性がどの程度担保されているか疑問。実施要綱を見たところ、子どもや家庭にとって必要なものをどの程度担保できるか、先ほどの説明では不安が残るため、丁寧な検討をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>先日新聞でヘルパーがなんでも頼まれ過ぎて、我々はオールマイティでないという声を上げているという記事を見たので同様の不安を持った。</p>

会長	同感なので検討をお願いします。
事務局	<p>＜令和6年度西脇子ども会議の開催について＞ 資料5に基づき、事務局より説明</p>
会長	非常にいい取組だと思う。ずっと続いていくのか。
事務局	予算を確保して毎年行いたい。
委員	「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」の簡単な冊子を作成して子どもに配布してほしい。人権教育とは別に、西脇の子どもとして知っておいてほしいという呼びかけを行ってほしい。
会長	以上をもって本日の議事を全て終了した。
事務局	<p>次回の会議は、10月8日で考えている。本日いただいたご意見を踏まえ、パブリックコメントに提出する最終の計画素案を議題とする予定である。</p> <p>○福祉部長挨拶 ○閉会</p>
問合せ先	<p>西脇市福祉部子ども政策課 電話：0795-22-3111（代）</p>